



## 役員給与における不相当に高額な金額

### ～ 同業類似法人の「最高額の平均額」に基づき算定 ～

今回は、法人税法34条2項に規定する「不相当に高額」に関する判決をご紹介します。この事例については、原告が控訴しており、東京高裁の判断にも注目したいと思います。

(令和5年3月23日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード:Z888-2484)

∞

∞

∞

∞

#### <事案の概要>

本件は、味噌等の製造、卸、販売等を目的とする内国法人である原告A社が、平成25年9月期ないし平成28年12月期の法人税等について、役員（甲・乙・丙）に支給した給与の全額を損金の額に算入して確定申告をしたところ、東山税務署長が、上記役員給与の額には法人税法34条2項に規定する不相当に高額な部分があり、同給与の額全額を損金に算入することはできないとして更正処分等をした事案です。東山税務署長は、役員の適正給与額について、同業類似法人（卸売業）の役員給与最高額の平均額に、売上高、改定営業利益及び個人換算所得を勘案して算出しています。（その他の争点・省略）

#### <東京地裁の判断>

東京地裁は、次のように判示して、原告A社の請求を棄却しました。

##### 1 同業類似法人の抽出基準の合理性

A社は、A社の事業は新商品の企画・開発業務を中心とするファブレス事業（製造設備がない事業）である旨主張する。しかしながら、A社の売上総利益の大部分は、C社が取り扱う商品を、A社が企画及び開発して製造委託先に製造させ、完成した製品を購入した上でB社に販売することによって生じており、A社の主たる事業は、日本標準産業分類上、有体的商品を購入して販売する事業所、すなわち「卸売業」に該当すると認めるのが相当である。また、対象地域の基準及び売上金額等の基準（倍半基準）についても合理性があり、本件類似法人は、適正に抽出されたものと認められる。

##### 2 役員給与における不相当に高額な金額

A社の売上高及び売上総利益が、対象事業年度を通じて大幅に減少傾向にある中で、役員給与は、平成24年9月期は合計8300万円であったのが、平成28年9月期には16億円と大幅に増額しており、役員給与の額の高さ及び増加率は著しく不自然であり、本件類似法人の役員給与の最高額と比較しても、その較差は合理的な範囲を超えており、本件役員給与に「不相当に高額な部分」があるといえる。

東山税務署長が適正な役員給与額の算定において同業類似法人の役員給与最高額の平均額を基準値としたことについては、甲及び乙がA社の代表権を有する取締役であったこと、A社の事業内容及び収益状況に鑑みると、合理的といえる。そして、甲がA社の売上げを得るために果たした職責や達成した業績に鑑みると、東山税務署長が、本件類似法人の役員給与最高額の平均額に一定の加重をすることが相当であると判断したことには合理性があり、丙についても同様である。したがって、甲及び丙については、上記により算出される金額が適正給与額に該当し、それを超える金額が「不相当に高額な部分の金額」に該当する。これに対し、乙については、給与の支給がされていた4か月間に果たした職務の内容等に鑑みても、一定の加重をすることが相当とは認められないから、本件類似法人の役員給与最高額の平均額の4か月分が適正給与額に該当すると認めるのが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判40頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。